那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例施行規則の様式を定める要綱

令和６年11月26日

福祉部長決裁

(趣旨)

第1条　この要綱は、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例施行規則(令和6年那覇市規則第39号。以下「規則」という。)に定める届出等に必要な文書の様式を定める。

　(様式)

第2条　この要綱に定める書類の様式は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式 | 文書の名称 | 根拠条項 |
| 第1号様式 | 那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等申請書 | 規則第2条第2項 |
| 第2号様式 | 那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等許可書 | 規則第4条第1項 |
| 第3号様式 | 那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等不許可通知書 | 規則第4条第2項 |
| 第4号様式 | 那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料免除申請書 | 規則第5条第1項 |
| 第5号様式 | 那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料免除通知書 | 規則第5条第3項 |
| 第6号様式 | 那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用許可取消等通知書 | 規則第6条 |

付則

この要綱は、令和７年12月10日から施行する。

様式第1号

　　　　年　　月　　日

那覇市長　　　　　　　　宛

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　申請者　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　TEL

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設の利用について、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例施行規則第2条第2項の規定により次の通り申請します。

また、施設利用に伴う遵守事項に同意していることを申し添えます。

１　申請区分　　　（　新規利用　・許可を受けた事項の変更　・利用期間の更新）

２　利用目的及び用途（許可を受けた事項の変更の場合は詳細を記入してください）

３　利用開始日（予定）　　　　　年　　月　　日から

４　利用担当(責任)者　　氏名

　　　　　　　 　　　　 連絡先　( 　　 ) 　　　 -

※利用開始日を変更する場合、別途任意の様式で新たな日付を指定してください。

様式第2号（表面）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　那覇市指令　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　那覇市長　　　　　　　　印

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等許可書

　　 年　　 月 　　日付けで申請のあった那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設の利用については、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり許可します。

|  |  |
| --- | --- |
|  行政財産の名称 | 那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設 |
|  所在地 | 那覇市字真地270番地（真地市営住宅B-3棟1F） |
|  許可区分 |  |
| 利用目的及び用途 |  |
|  利用期間 |  　　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
|  利用面積 | 　３６４．５３㎡ |
|  使用料 | 　　月額　　　円　 |
|  備考 |  |

１　利用にあたり裏面に記載した事項を遵守してください。

２　遵守事項やその他関連する法令等に違反した場合は、利用許可を取り消し、又は福

祉施設の利用を制限し、若しくは停止することがあります。

様式第2号（裏面）

施設利用に伴う遵守事項

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設（以下「福祉施設」という）を利用するにあたり、利用者の遵守事項を以下のとおりとする。

1　福祉施設の利用にあたり、関連する法令等を遵守すること。

2　那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等許可書に記載された事項を遵守すること。

3　故意又は重大な過失により施設等を損壊若しくは滅失したとき又は、施設等の適切な

管理が行われなかったために本市又は第三者に損害を与えたときは、利用者は、書面

にて本市へ報告したうえで、自己の責任においてこれを原状に復し、又は損害を賠償

しなければならない。

4　不可抗力発生時には、発生する損害を最小限にとどめるよう努力すること。

5　福祉施設を本市の承諾なしに譲渡、交換、貸付、又は担保に供してはならない。

6　日常的に清掃を行い、施設内及びその周辺の衛生環境等を良好に維持し、常に清潔

な状態を保つよう努めること。

7　利用期間中に、福祉施設の消耗品であるヒューズ・電球・水道のパッキン等の新調、

　取り替えなどの補修を行ったときは、この費用は利用者が負担することとし、その他施

設の修繕を要することとなった場合は、本市と協議の上、費用負担について決定するこ

と。

8　利用者は、円滑に建物全体の管理業務が行えるよう施設管理者等へ協力すること。

9　施設の利用に際し、事故等が発生した場合を除き、本市にその責めを求めず、利用者

として一切の責任を負うこと。

10　利用者は明渡しに際して、一切の残置物を残さないこととし、万が一、室内または敷地内に残置した一切の動産類について、利用者は所有権を放棄し、本市が処分した際にはその費用の請求を受けることに一切の異議を述べないこと。

11　利用者は明渡しに際して、残置物の全てが利用者の所有であることを本市に保証し、

第三者から異議があった場合は、利用者の責任と負担において解決するものとし、本市

に一切の迷惑をかけないこと。

様式第3号

那覇市指令　　第　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

那覇市長　　　　　　　　印

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等不許可通知書

 年　　月　　日付けで申請のあった那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等申請については、下記の理由により許可できませんので、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 理由 |   |

(教示)

1　審査請求

　　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2　処分の取消しの訴え

　　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3　審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

　　第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号

　　　　年　　月　　日

　那覇市長　　　　　　　　宛

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料免除申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　申請者　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　TEL

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

　那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設の使用料の免除を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 指令番号及び年月日 | 那覇市指令　　第　　　　号　　　　　年　　　月　　　日 |
| 免除を要する期間 | 　　　年　　　月　　　日　から　　　年　　　月　　　日　まで |
| 免除を要する理由 |  |

※免除を要する理由を証する資料等があれば添付してください。

様式第5号

那覇市指令　　第　　　号

 　　　　　年　　月　　日

 　　　　　　　　　　　　　様

 那覇市長　　　　　　　　印

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料免除通知書

 年 月 日付けで申請のありました那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料免除申請書については，次のとおり決定したので那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例施行規則第5条第3項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 決定内容 |    |

(教示)

1　審査請求

　　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2　処分の取消しの訴え

　　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3　審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

　　第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（表面）

第　 　　　号

 　　　　　年　　月　　日

 様

那覇市長　　　　　　　　印

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用許可取消等通知書

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等許可を取り消しましたので、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設施行規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

1 取消年月日 　　　 年 月 日

2　事業者情報

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 所在地 |  |  |
| 名称 |  |  |
| 代表者名 |  |  |

3　取消理由

|  |
| --- |
|  |

様式第6号（裏面）

(教示)

1　審査請求

　　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2　処分の取消しの訴え

　　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3　審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

　　第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。